

7総総法査第1015号の3  
令和8年4月23日

審査会諮問通知書

審査請求人  
漢人 あきこ 様

審査庁  
東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

令和8年3月13日付けの書面による保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求について、下記のとおり東京都個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）105条2項の規定により通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	開示請求者に関する調査情報（令和7年12月10日時点までのもの）
2 審査請求の対象となる決定及びその内容	(1) 審査請求の対象となる決定 保有個人情報不開示決定処分（令和7年12月24日付7都市総総第1362号） (2) その内容 処分通知書のとおり
3 審査請求の内容	(1) 審査請求日 令和8年3月13日 (2) 審査請求の趣旨 2・(1)の処分の取消し
4 諮問をした日	令和8年4月23日
5 連絡先	都市整備局総務部総務課 電話03-5388-3209

7 総総法査第 1015 号の 3  
令和 8 年 4 月 23 日

審査請求人  
漢人 あきこ 様

審査庁  
東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

#### 弁明書の送付について

あなたが提起した、保有個人情報不開示決定処分（令和 7 年 12 月 24 日付 7 都市総総第 1362 号）の取消しを求める審査請求（7 総総法査第 1015 号）について、処分庁である東京都知事から弁明書が提出されたので、その副本を送付します。

この弁明書に対しては、反論書を提出することができます。反論書は、下記提出先に、令和 8 年 5 月 25 日（月曜日）までに提出してください。

反論書の提出先  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都総務局総務部法務課審査庁ライン



8都市総総第132号  
令和8年4月16日

審査庁

東京都知事 小池 百合子 殿

処分庁

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

弁明書

1 事件の表示

審査請求人 漢人 あきこ (以下「審査請求人」という。) が令和8年3月13日付けで提起した、保有個人情報不開示決定処分 (令和7年12月24日付7都市総総第1362号。以下「本件処分」という。) に係る審査請求 (以下「本件審査請求」という。)

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

3 本件処分内容及び理由

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) に基づき、令和7年12月10日付けで保有個人情報の開示請求 (以下「本件開示請求」という。) を行った (資料1)。
- (2) 本件開示請求に対して、東京都知事 (以下「知事」という。) は、法第82条第2項の規定により本件処分を行い、審査請求人に通知した (資料2)。

なお、不開示理由は以下の2点である。

ア 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれ、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため。また、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため (法第78条第1項第2号に該当)。

イ カスタマー・ハラスメントに関する情報については、開示することにより、関係者が発言を躊躇し、率直な報告を得られなくなることで正確な事実関係等の把握が困難になるなど、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (法第78条第1項第7号に該当)。

4 本件処分に至るまでの経緯

令和7年12月10日 審査請求人から、保有個人情報開示請求書 (資料1) を收受  
同月24日 対象保有個人情報の全部不開示を決定し、審査請求人に通知 (資料2)

## 5 審査請求書に記載されている事実の認否

- (1) 「2 審査請求に係る処分の内容」は、認める。
- (2) 「3 処分があったことを知った年月日」は、認める。
- (3) 「4 審査請求の趣旨」は、争う。理由は、下記6で述べるとおり。
- (4) 「5 審査請求の理由」について、「実施期間が全面不開示した理由は、個人情報の保護に関する法律第78条第一項第2号及び第7号によるものですが」までは、認める。「いずれも同法第79条に基づいて」から「を申し添えます。」までは、争う。理由は、下記6で述べるとおり。

## 6 審査請求人の主張に対する意見（反論）

### (1) 法第79条に基づく部分開示が困難である理由

審査請求人は、法第79条の規定に基づき、部分開示を行うべき旨主張する。

本件対象保有個人情報には、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。これらは、審査請求人の言動と密接に関連しており、文脈や当時の状況と照らすことにより、特定の個人を識別できる可能性が高く、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

また、カスタマー・ハラスメントに関する調査を適正に遂行するためには、関係者からの率直な報告が不可欠であるとともに、カスタマー・ハラスメントへの対応は、「職員の権利利益の侵害を防ぐこと」を最優先としており、秘密保持を前提に行うものであり、詳細な証言内容を開示すれば、関係者が後の不利益を恐れて発言を躊躇するようになり、正確な事実把握が困難となる。これは、今後の当該事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるといえる。

以上から、条例を適正に運用し、カスタマー・ハラスメントへの対応を適正に行う上で、本件処分は妥当である。

### (2) 結論

以上から、本件処分は妥当であり、本件審査請求には理由がない。

## 7 証拠書類等の表示

資料1 保有個人情報開示請求書（写し）

資料2 保有個人情報不開示決定通知書（写し）

以上